

ビスケット類の表示に関する公正競争規約・施行規則

(令和7年3月5日認定及び承認)

規 約	施 行 規 則
(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第36条第1項の規定に基づき、ビスケット類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この規約で「ビスケット類」とは、ビスケット（クッキーを含む。以下同じ。）、クラッカー（乾パン及びプレッツェルを含む。以下同じ。）、カットパン及びパイ並びにこれらの加工品をいう。 2 この規約で「ビスケット」とは、小麦粉その他の穀粉類、糖類及び食用油脂を原料とし、必要により食塩、澱粉、乳製品、卵製品、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。 3 この規約で「クッキー」とは、ビスケットのうち次に掲げるものをいう。 (1) 「手づくり風」の外観を有し、糖分及び脂肪分の合計が重量百分比で40パーセント以上のもので、嗜好に応じ、卵製品、乳製品、ナッツ、乾果、蜂蜜等により製品の特徴付けを行って風味よく焼きあげたもの (2) その他、全国ビスケット公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）の承認を得たもの 4 この規約で「クラッカー」とは、小麦粉その他の穀粉類、糖類及び食用油脂を原料とし、必要により食塩、澱粉、乳製品、卵製品、イースト、酵素、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。 5 この規約で「乾パン」とは、クラッカーのうち、イーストを使用し、混合機にかけ醗酵させたものを成形後、醗酵工程を経て焼きあげたものをいう。 6 この規約で「プレッツェル」とは、クラッカーのうち、棒状、リング型等に成型した生種（なまだね）をアルカリ処理して焼きあげたものをいう。 7 この規約で「カットパン」とは、小麦粉その他の穀粉類、糖類、食用油脂及びイーストを原料とし、必要により食塩、澱粉、乳製品、卵製品、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加し、混合機にかけ醗酵させたものを成型機及びビスケットオープンを使用して製造した水分の多い食品をいう。	

規 約	施 行 規 則
8 この規約で「パイ」とは、次に掲げる基準に適合した食品をいう。 (1) 小麦粉その他の穀粉類及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した小麦粉その他の穀粉類を主体とする部分と油脂とが交互に層状になった食品 (2) 小麦粉その他の穀粉類及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した小麦粉その他の穀粉類を主体とする部分が製品の外側部分になるようにし、その中に果物、肉の加工品、マシュマロ等の詰めものをした水分の多い食品 9 この規約で「ビスケット、クラッカー、カットパン又はパイの加工品」とは、ビスケット、クラッカー、カットパン又はパイにクリーム、ジャム、マシュマロ、あん等をはさんだもの又はこれらの表面にチョコレート、砂糖、卵白、醤油、油脂等を塗布若しくは被覆したものをいう。 10 この規約で「事業者」とは、ビスケット類を製造し、加工し、若しくは輸入して販売する事業者又は販売する事業者をいう。 11 この規約で「表示」とは、「景品表示法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定するものであって、ビスケット類の表示に関する公正競争規約の施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるものをいう。 (必要な表示事項)	(定義) 第1条 規約第2条第11項に規定する「表示」とは、顧客を誘引する手段として、事業者が自己の供給するビスケット類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 (1) 商品、容器包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。) (3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。) (必要な表示事項)

規 約	施 行 規 則
第3条 事業者は、ビスケット類の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項をそれぞれ施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。 (1) 種類別名称 (2) 原材料名	第2条 規約第3条第1項の規定により表示すべき必要な表示事項については、第3条から第15条までの規定に基づき、別記様式1から別記様式3までにより表示すること。 ただし、別記様式1から別記様式3までによる表示と同等程度に分かりやすく一括して表示する場合は、この限りでない。 (種類別名称の表示) 第3条 種類別名称の表示は、「種類別名称」の文字の後に、次に掲げる分類に応じて表示すること。 (1) ビスケット ビスケットにあつては「ビスケット」と表示すること。ただし、規約第2条第3項に定めるものにあつては「クッキー」と表示することができる。 (2) クラッカー クラッカーにあつては「クラッカー」と表示すること。ただし、規約第2条第5項に定めるものにあつては「乾パン」と、規約第2条第6項に定めるものにあつては「プレッツェル」と表示することができる。 (3) カットパン カットパンにあつては「カットパン」と表示すること。 (4) パイ パイにあつては「パイ」と表示すること。ただし、規約第2条第8項第1号に定めるものにあつては、「パフ」と表示することができる。 (5) ビスケット、クラッカー、カットパン又はパイの加工品 製品生地の種類別名称を表示すること。ただし、公正取引協議会において検討の上、合意を得た場合、種類別名称の文字の後に「加工品」を加えて表示することができる。 2 ビスケット類を2種類以上詰め合わせた容器包装にあつては、詰め合わせた内容品の種類別名称を重量の割合の高いものから順に表示すること。この場合において、「ビスケット類の詰め合わせ」と表示することもできる。 (原材料名の表示) 第4条 原材料名の表示は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、食品表示基準第3条第1項の規定に従い表示すること。ただし、ビスケット類に、チョコレート類の表示に関する公正競争規約に規定するチョコレート生地又は準チョコレート生地を使用するものにあつてはそれぞれ一括してチョコレート、準チョコレートと表示することができる。 (種類別名称及び原材料名の表示の特例)

規 約	施 行 規 則
(3) 添加物 (4) 原料原産地名 (5) 内容量 (6) 賞味期限 (7) 保存の方法	第5条 ビスケット類であつて、チョコレート類の表示に関する公正競争規約に規定するチョコレート類でもあるものについては、その種類別名称及び原材料名の表示は、前2条の規定にかかわらず、チョコレート類の表示に関する公正競争規約の規定に従い表示することができる。 (添加物の表示) 第6条 添加物の表示は、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、食品表示基準第3条第1項の規定に従い表示すること。 (原料原産地名の表示) 第7条 原料原産地名の表示は、食品表示基準第3条第2項の規定に従い表示すること。 (内容量の表示) 第8条 内容量の表示は、「内容量」の文字の後に、「グラム」若しくは「キログラム」又は「g」若しくは「kg」で表示すること。ただし、次のものにあつては、枚数又は個数で表示することができる。 (1) ビスケット類にクリーム、チョコレート、ジャム、マシュマロ、あん等をはさんだもの、又はビスケット類の表面にチョコレート等を被覆したもの (2) ビスケット類の1個の重量が3グラム以上のもの (3) その他、公正取引協議会の承認を得たもの (賞味期限の表示) 第9条 賞味期限の表示は、未開封の状態で、表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待される全ての品質特性を十分保持し得ると認められる期限を、次の例により表示すること。 (1) 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例などにより表示する。 ア 令和10年10月10日 イ 10. 10. 10 ウ 2028. 10. 10 エ 28. 10. 10 (2) 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次の例などにより表示する。 ア 令和10年10月 イ 10. 10 ウ 2028. 10 エ 28. 10 (3) 前号の規定にかかわらず、第1号に定めるところにより表示することができる。 (保存の方法の表示)

規 約	施 行 規 則
(8) 原産国名	第10条 保存の方法の表示は、温度、湿度、場所など注意事項を表示すること。 なお、常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がないものについては、保存の方法の表示を省略することができる。 (原産国名の表示) 第11条 原産国名の表示は、輸入品にあつては「原産国名」の文字の後に、次の各号に定める基準により原産国名を表示すること。 (1) ビスケット類の原産国は、次に掲げる行為が行われた国とする。 ア ビスケット、クラッカー、カットパン及びパイにあつては焙焼 イ 加工品にあつては、サンドイッチ、コーティング、アイシング等の加工 (2) 輸入品にあつては、規約第3条第1項第8号に規定する原産国名の文字の後に、「〇〇」と表示する（〇〇は国名）。 (3) 原産国が異なるビスケット類を詰め合わせた商品にあつては、詰め合わせた重量の多い順に原産国を表示する。 (食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示) 第12条 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示は、事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。 (製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示) 第13条 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示は、次に掲げる基準により表示する。 (1) 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称）を表示する。 (2) 前号の規定にかかわらず、前条の事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 (3) 第1号の規定にかかわらず、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号又は
(9) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	
(10) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	

規 約	施 行 規 則
(11) 栄養成分の量及び熱量 (12) 事故品を取り替える旨 2 次に掲げる事項にあつては、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。 (1) アレルゲン (2) L-フェニルアラニン化合物を含む旨 (3) 遺伝子組換え食品を含む旨 3 紙製及びプラスチック製の容器包装への分別回収のための「識別マーク」は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき表示しなければならない。	販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。 この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。 ア 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先 イ 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。） ウ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号 （栄養成分の量及び熱量の表示） 第14条 栄養成分の量及び熱量の表示は、食品表示基準第3条第1項の規定に従い表示する。 （事故品を取り替える旨の表示） 第15条 事故品を取り替える旨の表示は、一括表示することが困難なものにあつては、他の箇所に表示することができる。 なお、表示に用いる文字は、日本産業規格Z8305(1962)（以下「JISZ8305」という。）に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。 2 事故品を取り替える旨の表示に代えて、事故品に対する補償を行う旨を表示することができる。 （その他の表示等） 第16条 規約第3条第2項に規定する事項について、次に従い表示すること。 (1) アレルゲンの表示については、食品表示基準別表第14に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を原材料に使用している場合及び特定原材料に由来する添加物を含む場合にあつては、食品表示基準第3条第2項に定めるところにより表示しなければならない。 (2) アスパルテームを含む食品にあつては、食品表示基準第3条第2項に定めるところにより、L-フェニルアラニン化合物を含む旨を表示しなければならない。 (3) 遺伝子組換えに関する表示をする場合は、食品表示基準第3条第2項に定めるところにより表示しなければならない。

規 約	施 行 規 則																						
(特定事項の表示基準) 第4条 事業者は、ビスケット類に、バター、チーズ、ミルク、その他の乳製品、卵製品、果物類、野菜類、蜂蜜、コーヒー、ナッツ類、チョコレートその他の原材料を使用している旨を商品名、絵、写真、説明文等で表示する場合は、施行規則に定める基準量によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかの場合は、この限りでない。 (1) 原材料の使用量が施行規則に定める基準量未満のものについて、当該原材料の製品に占める重量の割合を「〇〇△△%使用」(〇〇は原材料の名称。以下、本項において同じ。)と明瞭に商品名に併記した場合	(表示の省略) 第17条 規約第3条及び第4条に規定する事項のうち、次に掲げる項目について表示を省略することができる。 (1) 輸入品にあつては、「事故品を取り替える旨」の表示 (2) 進物用の容器包装であつて、デザイン等の関係で、規約第4条第2項に規定する表示が著しく困難なものにあつては、公正取引協議会の承認を得て他の見やすい場所に表示することができる。 (原材料の基準量) 第18条 規約第4条第1項に規定する原材料の基準量(果物類、野菜類、卵等については、生ものに換算した重量)は、次に掲げるところによる。 練り込み製品 <table border="1" data-bbox="853 846 1444 1910"> <tr> <th>原材料の名称</th><th>基準量 %</th></tr> <tr> <td>バター</td><td>乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和26年12月27日厚生省令第52号(以下「乳等命令」という。))で定めるバターを全重量の2.5%以上</td></tr> <tr> <td>チーズ</td><td>乳等命令で定めるチーズを全重量の5%以上</td></tr> <tr> <td>ミルク又は牛乳</td><td>乳固形量を全重量の5%以上(うち乳脂肪を全重量の1.35%以上)</td></tr> <tr> <td>ナッツ類</td><td>ナッツ類を全重量の5%以上</td></tr> <tr> <td>卵</td><td>全卵(殻を除く。)を全重量の5%以上</td></tr> <tr> <td>蜂蜜</td><td>蜂蜜を全重量の5%以上</td></tr> <tr> <td>コーヒー</td><td>コーヒー生豆に換算して全重量の1%以上</td></tr> <tr> <td>チョコレート(ココア)</td><td>カカオマスを全重量の3%以上又はココアを全重量の3%以上</td></tr> <tr> <td>風味原材料(はっか、ゴマ、青のり、肉類・魚介類エキス、茶類、ハーブ類、酒類、香辛料等)</td><td>風味を特徴づけるのに十分な量</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>その他の原材料の全重量の5%以上</td></tr> </table> 2 前項に規定する原材料のうち風味原材料を除く2種類以上の原材料を使用したものについては、当該	原材料の名称	基準量 %	バター	乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和26年12月27日厚生省令第52号(以下「乳等命令」という。))で定めるバターを全重量の2.5%以上	チーズ	乳等命令で定めるチーズを全重量の5%以上	ミルク又は牛乳	乳固形量を全重量の5%以上(うち乳脂肪を全重量の1.35%以上)	ナッツ類	ナッツ類を全重量の5%以上	卵	全卵(殻を除く。)を全重量の5%以上	蜂蜜	蜂蜜を全重量の5%以上	コーヒー	コーヒー生豆に換算して全重量の1%以上	チョコレート(ココア)	カカオマスを全重量の3%以上又はココアを全重量の3%以上	風味原材料(はっか、ゴマ、青のり、肉類・魚介類エキス、茶類、ハーブ類、酒類、香辛料等)	風味を特徴づけるのに十分な量	その他	その他の原材料の全重量の5%以上
原材料の名称	基準量 %																						
バター	乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和26年12月27日厚生省令第52号(以下「乳等命令」という。))で定めるバターを全重量の2.5%以上																						
チーズ	乳等命令で定めるチーズを全重量の5%以上																						
ミルク又は牛乳	乳固形量を全重量の5%以上(うち乳脂肪を全重量の1.35%以上)																						
ナッツ類	ナッツ類を全重量の5%以上																						
卵	全卵(殻を除く。)を全重量の5%以上																						
蜂蜜	蜂蜜を全重量の5%以上																						
コーヒー	コーヒー生豆に換算して全重量の1%以上																						
チョコレート(ココア)	カカオマスを全重量の3%以上又はココアを全重量の3%以上																						
風味原材料(はっか、ゴマ、青のり、肉類・魚介類エキス、茶類、ハーブ類、酒類、香辛料等)	風味を特徴づけるのに十分な量																						
その他	その他の原材料の全重量の5%以上																						

規 約	施 行 規 則
(2) 2種類以上の原材料を使用しているものであって、当該原材料の使用量が施行規則に定める基準量未満のものについて、当該原材料名及び当該原材料の製品に占める重量の割合を施行規則に定めるところにより明瞭に商品名に併記した場合 (3) 前2号のものであって、当該原材料の香料を合わせて使用しているものについて、「○○香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合 (4) 果物類の香料のみを使用しているものについて、当該果物の香料を使用した旨を「○○香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合 (5) 2種類以上の果物の香料を使用したものについて、「フルーツ香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合 (6) 前号のもの又は果物の香料を使用した製品を2種類以上詰め合わせたものについて、「フルーツ香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合 (7) 公正取引協議会の承認を得た場合 2 事業者は、前項の規定により、ビスケット類の商品名に、バター、チーズ、ミルク、その他の乳製品の名称を使用する場合は、当該原材料の製品に占める重量百分比を施行規則に定めるところにより商品名に併記しなければならない。 3 事業者は、ビスケット類に、バター、チーズ、ミルク、その他の乳製品、卵製品、果物類、野菜類、蜂蜜、コーヒー、ナッツ類、チョコレートその他の原材料を施行規則に定める基準量以上使用する場合は、当該ビスケット類の容器包装又は説明文等に当該原材料を豊富に含有する旨を表示してはならない。	原材料について規定するそれぞれの基準量を、使用した原材料の種類数で除した量以上を含み、かつ、次の基準のいずれかを満たすもの (1) コーヒー及びチョコレート(ココア)のみを使用したもの 当該原材料の重量の総和が製品重量の3パーセント以上 (2) 前号に該当しない組合せのもの 当該原材料の重量の総和が製品重量の5パーセント以上 3 規約第4条第1項第2号に定める表示の方法は次のとおりとする。 (1) 2種類以上の同種の原材料をまとめた名称を表示し、当該原材料の合計に占める重量の割合を表示した次に、個別の原材料名を、括弧を付して重量の割合の高いものから順に表示した場合(「◎◎△△%(○○、○○)使用」(◎◎は同種の原材料をまとめた名称))。ただし、括弧内は省略することができる。 (2) 当該原材料の製品に占める重量の多い順に、個別に「○○△△%、○○△△%使用」と列記して表示した場合。ただし、個別の割合の表示に代えて、原材料名を列記した後に、その合計の数値を「合計△△%」と表示することができる。 4 規約第4条第2項に規定する乳製品の重量百分比の表示は、バターにあってはバター、チーズにあってはチーズ、ミルク又は牛乳にあっては乳固形量を表示するものとする。 5 規約第4条第3項に規定する原材料の基準量は、次のとおりとする。 (1) 1種類の原材料を強調する場合は、第1項(風味原材料を除く。)に定める基準量の2倍以上とする。 (2) 2種類以上の原材料を使用したものについて強調する場合は、第2項に定める基準量の2倍以上。ただし、2種類以上の原材料のうち特定のもののみを強調する場合の基準量は、前号によることとする。 6 規約第4条第1項第4号から第6号までの規定に基づきビスケット類に果物類の香料を使用している旨を表示している場合であっても、あたかも果物類そのものを使用しているように誤認されるおそれがある表示をしてはならない。 7 規約第4条第2項の規定に基づき表示する文字の

規 約	施 行 規 則
4 事業者は、ビスケット類について、特定の原産地のもの、有機農産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合には、次の各号に掲げる方法によらなければならない。 (1) 次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。ただし、その割合が100パーセントの場合にあっては、割合の表示を省略することができる。 ア 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合 イ 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合においては、この旨の割合であることを表示する。） (2) 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。 (3) ビスケット類が有機又はオーガニックである旨を表示する場合にあっては、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）及び同法に基づく有機加工食品の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1606号）に定めるところにより表示すること。 5 原産国について誤認されるおそれがある国産品にあっては、施行規則に定める基準により表示すること。 6 事業者は、ビスケット類の容器包装又は説明書に賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けた年及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称並びに賞については、受賞した博覧会、展覧会、品評会等の名称を表示しなければならない。 7 事業者は、ビスケット類の容器包装又は説明書に、法令に基づく特許又は実用新案、商標若しくは意匠の登録を受けた旨を表示する場合は、その番号を表示しなければならない。 (不当表示の禁止)	大きさは、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさとする。 (原産国について誤認されるおそれがある国産表示) 第19条 ビスケット類の原産国は、第11条に定める基準により表示する。 2 国産品であって、次に掲げる表示がされているものにあつては、国内で製造された旨を表示すること。ただし、規約第3条第1項第9号又は第10号で定める氏名又は名称に「製造」と付記して表示している場合は、この限りでない。 (1) 和文によるか外国の文字によるかを問わず、かつ、フルネームであるか略称であるかを問わず、外国の国名、地名、その他これらに類するものの表示 (2) 外国の国旗、紋章、地図、その他これらに類するものの表示 (3) 和文によるか外国の文字によるかを問わず、かつ、フルネームであるか略称であるかを問わず、外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示 (4) 日本の事業者の名称等の表示で、外国の事業者の名称等の表示と紛らわしい表示（例えば「〇〇カンパニー」、「〇〇Co. LTD.」等） (5) 商品名、商品説明、事業者名等の表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示 3 前項の表示は、容器包装の見やすい場所に表示すること。 4 ビスケット類とその容器の原産国が異なるものであつて容器自体に独自の使用価値があるものにあつては、ビスケット類の原産国と容器の原産国を併記して表示する。 例えば（「ビスケット イギリス製」 「容 器 日 本 製」） (特許出願中の表示) 第20条 規約第4条第7項に規定する法令に基づく特許、実用新案、商標、意匠等を出願中のものにあつては、出願受付番号を表示することによって出願中である旨を表示することができる。 (輸出品を国内で販売する場合) 第21条 輸出品をキャンセル等の理由で国内で販売する場合は、輸出を証明する番号及び数量、輸出年月日を表示し、規約第3条及び第4条第2項に規定する表示を行うものとする。 (不当表示の禁止)

規 約	施 行 規 則									
第5条 事業者は、ビスケット類の取引に関し、容器包装、説明書、パンフレット、ポスター、看板、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン等により次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 前条に規定する特定事項の表示基準に合致しない表示 (2) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示 (3) 官公庁、神社、仏閣、その他著名な団体又は個人が購入又は推奨しているかのように誤認されるおそれがある表示 (4) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示 (5) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するような表示 (6) 原産国について誤認されるおそれがある表示 (7) 内容物の保護又は品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いること。 (8) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第9条に規定する事項 (9) その他当該商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示 (10) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示 （公正取引協議会の設置） 第6条 この規約を適正かつ効果的に運用するため、公正取引協議会を設置する。 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。 （公正取引協議会の事業内容） 第7条 公正取引協議会は、次の事業を行う。 (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約に違反する者に対する措置に関すること。 (6) 景品表示法及び公正取引に関する法令の普及並びにこれらの法令の違反の防止に関すること。 (7) 関係官公庁との連絡に関すること。	第22条 規約第5条に掲げる不当表示には、次の表示が含まれる。 (1) 製品の大きさ又は形状が、容器包装の絵又は写真と著しく異なると誤認されるおそれがあるような表示をすること。 (2) 「最高級」、「極上」等最上級を意味する文言及びこれらに類する文言を客観的な事実に基づく根拠なしに表示すること。 (3) 原材料が特に豊富に含まれているか、又は他のものより著しく優良であると誤認されるかのような文言を使用すること。 別記様式1 <table><tr><td>種類別名称</td></tr><tr><td>原材料名</td></tr><tr><td>添加物</td></tr><tr><td>原料原産地名</td></tr><tr><td>内容量</td></tr><tr><td>賞味期限</td></tr><tr><td>保存方法</td></tr><tr><td>原産国名</td></tr><tr><td>製造者</td></tr></table> （備考） 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。 2 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。	種類別名称	原材料名	添加物	原料原産地名	内容量	賞味期限	保存方法	原産国名	製造者
種類別名称										
原材料名										
添加物										
原料原産地名										
内容量										
賞味期限										
保存方法										
原産国名										
製造者										

規 約	施 行 規 則														
(8) 一般消費者からの苦情処理に関すること。 (9) 会員に対する情報提供に関すること。 (10) その他この規約の施行に関すること。 (違反に対する調査) 第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実に必要な調査を行う。 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、事業者に対し50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	3 この様式中「種類別名称」とあるのは、これに代えて、「名称」、「品名」、「品目」及び「種類別」と表示することができる。 4 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。 5 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。 6 原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限及び保存の方法を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を具体的に表示すれば、他の箇所に表示することができる。 7 賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。 8 輸入品にあつては、原産国名を表示する。 9 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。 10 この様式は縦書きとすることができる。 11 この様式の枠を記載することが困難な場合は、枠を省略することができる。 12 規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。 別記様式2 <table border="1" data-bbox="874 1384 1442 1653"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th></tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td><td>kcal</td></tr> <tr> <td>たんぱく質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>脂質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>炭水化物</td><td>g</td></tr> <tr> <td>食塩相当量</td><td>g</td></tr> </tbody> </table> (備考) 1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。 2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 3 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g
栄養成分表示															
食品単位当たり															
熱量	kcal														
たんぱく質	g														
脂質	g														
炭水化物	g														
食塩相当量	g														

規 約	施 行 規 則																														
	る。 4 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。 5 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。 6 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。 別記様式3 <table border="1" data-bbox="885 698 1442 1355"> <thead> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th></tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱量</td><td>kcal</td></tr> <tr> <td>たんぱく質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>脂質</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一飽和脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一n-3系脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一n-6系脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr> <td>コレステロール</td><td>mg</td></tr> <tr> <td>炭水化物</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一糖質</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一糖類</td><td>g</td></tr> <tr> <td> 一食物繊維</td><td>g</td></tr> <tr> <td>食塩相当量</td><td>g</td></tr> <tr> <td>たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分</td><td>mg</td></tr> </tbody> </table> (備考) 1 食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。 2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 3 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 4 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあつては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。 5 ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム(食塩相当量)」等に代えて表示する。	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	一飽和脂肪酸	g	一n-3系脂肪酸	g	一n-6系脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	一糖質	g	一糖類	g	一食物繊維	g	食塩相当量	g	たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg
栄養成分表示																															
食品単位当たり																															
熱量	kcal																														
たんぱく質	g																														
脂質	g																														
一飽和脂肪酸	g																														
一n-3系脂肪酸	g																														
一n-6系脂肪酸	g																														
コレステロール	mg																														
炭水化物	g																														
一糖質	g																														
一糖類	g																														
一食物繊維	g																														
食塩相当量	g																														
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg																														

規 約	施 行 規 則
(施行規則) 第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。 附 則 1 この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 2 この規約の変更の施行の日前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。	6 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。 7 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、食品表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄によって表示する。 8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。 9 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。 10 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさで統一のとれた文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。 附 則 1 この規則の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 2 この規則の変更の施行の日前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。